

改正労働者派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日施行の「改正労働者派遣法」により、派遣元事業主は、毎事業年度終了後、「派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と労働派遣者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)」の公開が義務付けられました(法第23条第5項)。法律に従って、弊社の前年度実績に基づく情報提供項目を下記のとおり公開致します。

労働派遣者の数	26人
派遣先の数	30件
マージン率	24.2% (前年度実績)
労働者派遣に関する料金額の平均額	14,500円
派遣労働者の賃金額の平均額	11,000円
マージン率に含まれる費用	<ul style="list-style-type: none">・各種保険料等の事業主負担分・年次有給休暇費・・・年次有給休暇取得の際にかかる派遣労働者の賃金・福利厚生費・・・社員寮等の会社負担、慶弔費用、親睦会等・研修費・・・社員研修にかかる費用・派遣元運営費・営業利益
派遣労働者教育訓練に関する事項	安全衛生教育研修・レベルアップ研修

キャリアコンサルティングの相談窓口 人事課

電話：03-3367-3945
株式会社 朝日ゼネラルサービス